



保険税および付加価値税（VAT）上の保証サービスの取扱いに関する原則改訂

ドイツ連邦財務省（Bundesministerium der Finanzen, „BMF“）は、2021年5月11日の通達の中で、売買契約や請負契約に関連して、対価を得て提供される保証サービスについて、保険税および付加価値税（VAT）の取り扱いに関する原則を改訂しました。

これにより、対価を得て提供される保証サービスは、商品の購入に付随する補助サービスとしてではなく、別個の独立したサービスとして、ドイツの保険税（Insurance premium tax, „IPT“）の対象となります。ただし、フルメンテナンス契約の一環として提供される保証サービスは、保険税の対象なりません。本改訂によって、保証サービスを提供する側だけでなく、保証サービスの提供を受ける側においても少なからず影響が出てきます。

この新しい原則は、当初2021年7月1日から提供される保証サービスに適用される予定でしたが、2021年6月18日付のBMF通達により、適用開始が2022年1月1日まで延期されていました。今回、2021年10月18日付のBMF通達により適用開始がさらに1年延期され、2023年1月1日以降に提供される保証サービスから適用されることとなります。

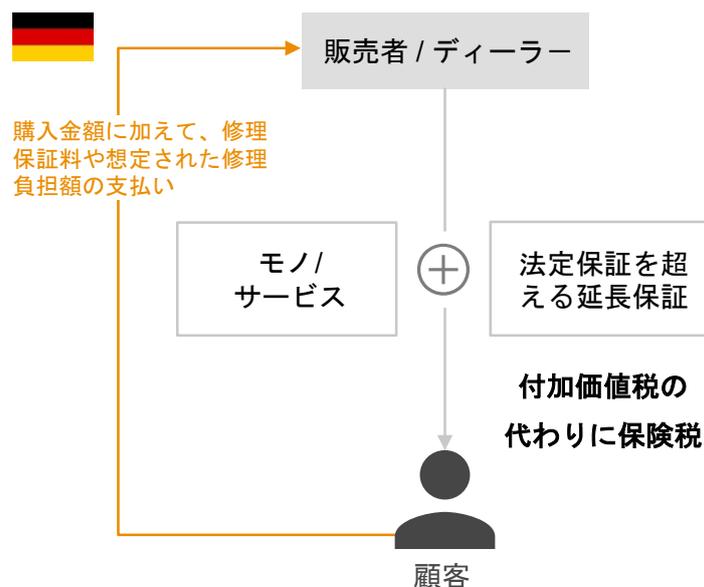
保険税について

商品等の販売者が、対価を得て、故障・不具合の場合に代替品との交換または修理等をする（保証サービスを提供する）場合、ドイツ保険税法（German IPT Act）の定めるところの保険関係が存在するとみなされ、保証サービス提供の対価（保険対価）に保険税が課されます。保険税の標準税率は19%です。

従来は、保険対価を得て提供される保証サービスは、商品等の販売に付随するサービスとみなされ、ドイツ付加価値税法上、この商品等の販売の取扱いと同じ扱いをうけていました（例えば、ドイツ国内で車の販売と同時に保証サービス契約を締結する場合は19%の付加価値税（VAT）が課される）。

今回の改正によって、保険対価を得て提供される保証サービスは、基本的に別個の独立した保険サービスとして付加価値税（VAT）法上、非課税取引として扱われる代わりに、保険税が賦課されます。

また、メーカー等が別途（追加の）対価を得て延長保証を顧客に提供している場合も、顧客とメーカーとの間に保険関係が存在するとみなされ、保険税の対象となります（メーカーが保険会社）。ただし、販売者/ディーラーが自己の名義で保証を「延長」した場合は、メーカーではなくこの販売者/ディーラーが保険会社となります。



ただし、保証サービスの対価が商品の購入価格に組み込まれている場合は、保険対価性はありません。これは、商品が常に保証サービス付きで提供されており、顧客が保証サービス無しの商品をより安価に購入できないことが条件となります。

また、保証サービスが、フルメンテナンス契約の一環として提供される場合は、保険税の対象となりません。この場合の保証サービスは、保険サービスではなく、基本的には付加価値税（VAT）の対象となるサービスの提供となります。

商品等の販売者 / ディーラー（保険会社）が、保証請求の発生に備えて他の保険会社に保険責任を移転する場合は、この販売者 / ディーラーと他の保険会社の間で、ドイツ保険法第 4 条 1 項 1 番の定めるところの再保険関係が存在します。この再保険関係には、保険税が免除されます。

付加価値税（VAT）上の影響

ドイツ付加価値税法第 4 条 10 項によると、保険税法上の保険関係に基づくサービスの提供は、付加価値税（VAT）法上非課税取引として扱われます。保証サービスが、現金支払いまたは現物支給の形式で提供される両方の場合において、VAT 非課税となります。

VAT 非課税の保証取引をおこなう販売者 / ディーラーには、この取引に係る前段階税控除が基本的に認められません。ただし、ドイツ付加価値税法第 15 条 3 項 1 号 b または 2 号 b に基づく条件が満たされる場合、例えば、保証サービスが第三国への輸出貨物に直接関係する場合は、販売者 / ディーラーの VAT 非課税の保証サービスに係る前段階税控除が認められます。

実務上の影響

保証サービスを提供する側においては、保険税法上の保険関係の有無によって、保証サービス提供の対価（保険対価）に対し、保険税または VAT の申告・納付義務が発生するかが決まります。保証サービスの提供を受ける側においては、保険対価に乘せられた 19% が保険税なのか VAT なのかを請求書等から見分けて、正しく経理処理をする必要があります。つまり、従来は VAT の対象であったため前段階税控除の対象でしたが、改正後は VAT でなく保険税の対象となるため、もはや VAT とは異なる取り扱いとなり、前段階税控除ができません。

保証サービスを提供する側においては、基本的には、保証サービスを下記の形式で提供することで、保険税の申告・納付義務を回避することが可能です。

- フルメンテナンス契約の締結
- すべての商品を保証サービスの保険対価を含めた価格で提供
- 他の保険会社の保険サービスを仲介・提供

顧客と保証契約を締結している企業は、この新しい規定が自社のビジネスにどのような影響をもたらすか事前に調査し、今後の対応を検討する必要があります。当然のことながら、この規定の影響を受ける分野、商品、サービスが多岐にわたるため、個々の契約の税務上の取扱いを識別するのは容易なことではありません。したがって、影響を受ける、受ける可能性のある企業は、2023 年 1 月 1 日以降提供する保証サービスの取り扱いを確認し、税務コンプライアンスを維持できるよう、速やかに対応を進める必要があります。

PwC ドイツでは、保険税の専門チームを有しており、JBN の日本人が窓口となって包括的にサポートをすることが可能です。ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

詳細は、英語の [Newsflash](#) またはドイツ語の [Newsflash](#) をご参照ください。

連絡先



Yukiko Kono 河野 由紀子
Manager, Japanese Business Network (JBN)

Moskauer Str. 19
 40227 Düsseldorf, Germany

+49 (0)211 981 1633
 yukiko.kono@pwc.com



Shuhei Atsuchi 厚地 崇兵
Manager, Japanese Business Network (JBN)

Moskauer Str. 19
 40227 Düsseldorf, Germany

+49 (0)151 4328 2213
 shuhei.a.atsuchi@pwc.com

Japanese Business Network (JBN) について

PwC ドイツの Japanese Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VAT など専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本人専門家が、ドイツ人専門家と二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBN の Website はこちらから : [Japanese Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務&法務アップデートはこちらから : [Japanese Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.